

コーポレート ガバナンス・コードが適用

東京証券取引所に
上場する
すべての会社に

会社は何する？

労働組合は どうする??

ボクが解説
します！



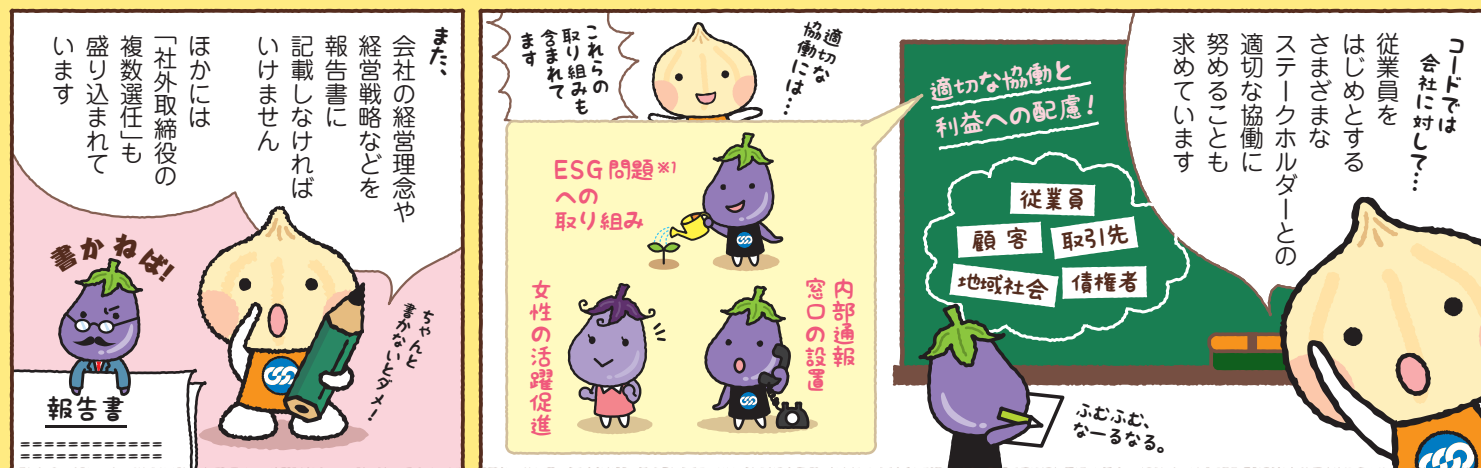
どうすれば
いいの？



Q コーポレート
ガバナンス・コードってなに？

A 企業が守るべき原則を
定めた行動指針です

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、株主の権利や取締役会の責務など5つの基本原則で構成された行動指針。従業員をはじめとするステークホルダー（利害関係者）との適切な関係の構築についても記されています。2015年6月1日から、東証に上場するすべての会社に「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始されました。



※1 ESG : Environmental, Social, Corporate Governance (環境、社会、統治)

※2 comply or explain (コンプライアエクスプレイン) : コードの原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明しなければならない

GO! 裏面へ

労働組合が取り組むこと

労働組合としてのチェック・提言機能を果たそう!

会社が東証に
上場していない場合も、
同様に取り組むことが
大切だよ!



check!

会社に説明を求める

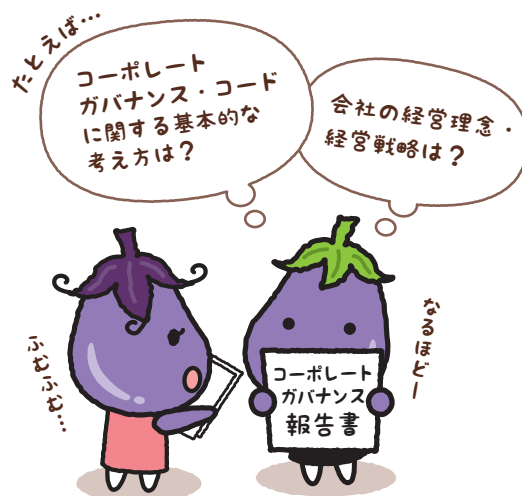
労使協議や労使委員会などの場で、会社がコーポレートガバナンス・コードに関してどのような対応をしているか、説明を求めましょう。



check!

コーポレートガバナンス 報告書を確認する

会社の「コーポレートガバナンス報告書」について、情報が適切に開示されているか、内容を確認しましょう。



コーポレートガバナンス・コード(抜粋)

企業が
守るべき原則

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

➡ 株主の権利が確保され、適切に権利行使できる環境整備を行うべき

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

➡ 従業員をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めるべき

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

➡ 財務情報や非財務情報の開示・提供について主体的に取り組むべき

基本原則4 取締役会等の責務

➡ 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会等の役割・責務を果たすべき

基本原則5 株主との対話

➡ 株主総会以外の場でも、株主と建設的な対話を行うべき

社外取締役の
複数選任など



コーポレートガバナンス・コードに対する連合の取り組み詳細はこちら



<http://www.jtuc-rengo.or.jp/cgcode>

▼QRコードからも
アクセスできます



問合先

日本労働組合総連合会(連合) 経済政策局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL (03)-5295-0521

Mail jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp